

国民健康保険税条例参考例新旧対照表

修正案	原案（全市町村宛意見照会時点）
<p>（国民健康保険税の減免）</p> <p>第〇条 市（町、村）長は、次の各号のいずれかに該当する<u>納税義務者又は被保険者</u>について、特に必要があると認められるときは、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>一 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた者（<u>ただし、納税義務者及び被保険者が故意又は重大な過失により災害を発生させた場合を除く。</u>）</p> <p>二 事業の休廃止や失業、死亡又は疾病等により、その世帯の収入が著しく減少した者</p> <p>三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による保護を受けることとなった者</p> <p>四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十九条各号のいずれかに該当することにより療養の給付等の制限を受けることとなった者</p> <p>五 被保険者の資格を取得した日（以下「資格取得日」という。）において六十五歳以上である者であって、資格取得日の前日において国民健康保険法第六条第一号から第四号まで又は第七号の規定による被保険者、組合員又は加入者である者（資格取得日において同条第八号の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であったもの</p>	<p>（国民健康保険税の減免）</p> <p>第〇条 市（町、村）長は、次の各号のいずれかに該当する者について、特に必要があると認められるときは、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>一 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた者</p> <p>二 事業の休廃止や失業、死亡又は疾病等により、その世帯の収入が著しく減少した者</p> <p>三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による保護を受けることとなった者</p> <p>四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十九条各号のいずれかに該当することにより保険給付の制限を受けることとなった者</p> <p>五 被保険者の資格を取得した日（以下「資格取得日」という。）において六十五歳以上である者であって、資格取得日の前日において国民健康保険法第六条第一号から第四号まで又は第七号の規定による被保険者、組合員又は加入者である者（資格取得日において同条第八号の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であったもの</p>

六 前五号に掲げるもののほか、特別の事情がある者

2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日の属する月の翌月十日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を確認できる書類を添えて、市（町、村）長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、申請書を期限内に提出することが著しく困難であると市（町、村）長が認める場合は、期限後であってもこれを提出することができる。

- 一 納税義務者の氏名及び住所
- 二 年度、納期の別及び税額
- 三 減免を受けようとする事由

3 前項の規定にかかわらず、市（町、村）長が、納税義務者又は被保険者が第一項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、国民健康保険税を減免する必要があると認める場合は、職権で保険税を減免することができる。

4 第一項第四号の規定により国民健康保険税の減免を受けた者は、同規定に該当しないこととなったときは、直ちにその旨を市（町、村）長に申告しなければならない。

附 則

(新設)

2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を確認できる書類を添えて、市（町、村）長に提出しなければならない。ただし、市（町、村）長が特別の事情があると認める者については、この限りでない。

- 一 納税義務者の氏名及び住所
- 二 年度、納期の別及び税額
- 三 減免を受けようとする事由

(新設)

3 第一項の規定により国民健康保険税の減免を受けた者は、同項各号のいずれの規定にも該当しないこととなったときは、直ちにその旨を市（町、村）長に申告しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の国民健康保険税条例第〇条の規定は、令和九年度分の国民健康保険税から適用し、令和八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(施行期日)

第一条 この条例は、令和九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の国民健康保険税条例第〇条の規定は、令和九年度分の国民健康保険税から適用し、令和八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。